

審議事項

府中市地域防災計画（平成 30 年修正）の修正について

1 趣 旨

本市では、府中市地域防災計画（平成 30 年修正）（以下「市計画」といいます。）を策定し、災害対策を推進してきましたが、市計画の策定以降に行われた災害時の医療救護体制の見直し等に対応するとともに、より一層災害対策を適切に推進するため、市計画を修正するものです。

2 内 容

市計画を、別紙「府中市地域防災計画（平成 30 年修正）の修正における新旧対照表（案）」（以下「新旧対照表」といいます。）のとおり修正します。

主な修正内容は、次のとおりです。

(1) 災害時の医療救護体制の修正

府中市は災害時の医療救護体制として、これまでは各文化センター及び保健センターに医療救護所を設置する計画でしたが、平成 28 年から医師会、薬剤師会、歯科医師会、関係医療機関等と検討会を実施してきた結果、現計画の状態では、派遣先が多数あることで確保しなければならない人員が増加すること、傷病者搬送の効率化等の見直しを図る必要があったことから、検討結果を踏まえて、府中市内を東部、中部、西部の 3 地域に分け、東部には榊原記念病院、中部には府中医王病院及び保健センター、西部には府中恵仁会病院のそれぞれに緊急医療救護所を設置することとなりましたので、市計画における医療救護体制を修正するものです。

(2) 府中市水防応急対策室運営要領の修正

府中市地域防災計画（平成 30 年修正）に浸水想定区域内に所在する災害時要配慮者利用施設を掲載しましたが、市としても各施設を所管する部課との連絡調整をより密にする必要があることから、府中市水防応急対策室運営要領の一部を修正します。